

# **Press Release**

平成 27 年6月 25 日

### 【照会先】

労働基準局 補償課 職業病認定対策室

室 長 西井 裕樹

室長補佐 児屋野(こやの) 文男

(代表電話)03(5253)1111(内線 5569、5573)

(直通電話)03(3502)6750

報道関係者 各位

平成 26 年度 「過労死等の労災補償状況」を公表 ~精神障害の労災請求件数 1,456 件、支給決定件数 497 件、ともに過去最多~

厚生労働省は25日、平成26年度の「過労死等<sup>(\*1)</sup>の労災補償状況」を取りまとめましたので、公表します。

厚生労働省では、過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患や、仕事による強いストレスなどが原因で発病した精神障害の状況について、平成14年から、労災請求件数や、「業務上疾病」と認定し労災保険給付を決定した支給決定件数 (\*\*2) などを年1回、取りまとめています。

- (※1)「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第2条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。
- (※2) 支給決定件数は、平成26年度中に「業務上」と認定した件数で、平成26年度以前に請求があったものを含みます。

### 【ポイント】

- 1 脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況
  - ① 請求件数は763件で、前年度比21件の減となり、3年連続で減少した。 【P3 表1-1】
  - ② 支給決定件数は277件(うち死亡121件)で、前年度比29件の減となり、2年連続で減少した。

【P3 表1-1】

- ③ 業種別(大分類)では、請求件数は「運輸業,郵便業」168件、「卸売業,小売業」126件、「建設業」97件の順で多く、支給決定件数は「運輸業,郵便業」92件、「卸売業,小売業」35件、「製造業」31件の順に多い。 【P4表1-2】
- ④ 職種別(大分類)では、請求件数は「輸送・機械運転従事者」149件、「サービス職業従事者」125件、「専門的・技術的職業従事者」102件の順で多く、支給決定件数は「輸送・機械運転従事者」88件、「専門的・技術的職業従事者」44件、「管理的職業従事者」37件の順に多い。

【P7 表1-3】

中分類では、請求件数、支給決定件数ともに「輸送・機械運転従事者」の「自動車運転従事者」 143 件、85 件が最多。 【P8 表1-3-1、P9 表1-3-2】

⑤ 年齢別では、請求件数は「50~59 歳」251 件、「40~49 歳」222 件、「60 歳以上」198 件の順で 多く、支給決定件数は「50~59 歳」111 件、「40~49 歳」93 件、「30~39 歳」39 件の順に多い。

【P10 表1-4】

### 2 精神障害に関する事案の労災補償状況

- ① 請求件数は1,456件で、前年度比47件の増となり、過去最多。【P15表2-1】
- ② 支給決定件数は497件(うち未遂を含む自殺99件)で、前年度比61件の増となり、過去最多。

【P15 表2-1】

③ 業種別(大分類)では、請求件数は「製造業」245 件、「医療, 福祉」236 件、「卸売業, 小売業」 213 件の順に多く、支給決定件数は「製造業」81 件、「卸売業, 小売業」71 件、「運輸業, 郵便 業」63 件の順に多い。 【P16 表2-2】 中分類では、請求件数は「医療, 福祉」の「社会保険・社会福祉・介護事業」140 件、支給決定

【P17 表2-2-1、P18 表2-2-2】

④ 職種別(大分類)では、請求件数、支給決定件数ともに「専門的・技術的職業従事者」347件、110件、「事務従事者」336件、99件、「サービス職業従事者」193件、63件の順に多い。

件数は「運輸業、郵便業」の「道路貨物運送業」41件が最多。

【P19 表2-3】

- ⑤ 年齢別では、請求件数、支給決定件数ともに「40~49歳」454件、140件、「30~39歳」419件、138件、「20~29歳」297件、104件の順に多い。 【P22 表2-4】
- ⑥ 出来事別の支給決定件数は、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」72 件、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」69件の順に多い。 【P26 表2-8】

※詳細は別添資料をご覧ください。

表1-1 脳・心臓疾患の労災補償状況

区分	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	請求件数	802	898	842	784	763 ( 92 )
脳∙心臓疾患	決定件数 注2	696	718	741	683	637 ( 67 )
	うち支給決定件数 注3 [認定率] <sub>注4</sub>	285 [40.9%]	310 [43.2%]	338 [45.6%]	306 [44.8%]	277 ( 15 ) [43.5%] ( 22.4% )
	請求件数	270	302	285	283	242 ( 17 )
うち死亡	決定件数	272	248	272	290	245 ( 14 )
	うち支給決定件数	113	121	123	133	121 ( 3)
	[認定率]	[41.5%]	[48.8%]	[45.2%]	[45.9%]	[49.4%] ( 21.4% )

### 審査請求事案の取消決定等による支給決定状況 注5

区分	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
脳・心臓疾患	支給決定件数 注6	11	13	3	12	7(0)
IM 10 / IM 1大 芯	うち死亡	6	9	1	8	3 ( 0 )

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に係る脳・心臓疾患について集計したものである。
  - 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
  - 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
  - 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
  - 5 審査請求事案の取消決定等とは、審査請求、再審査請求、訴訟により処分取消となったことに伴い新たに支給決定した事案である。
  - 6 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数の外数である。
  - 7 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

### 図1-1 脳・心臓疾患に係る労災請求・決定件数の推移

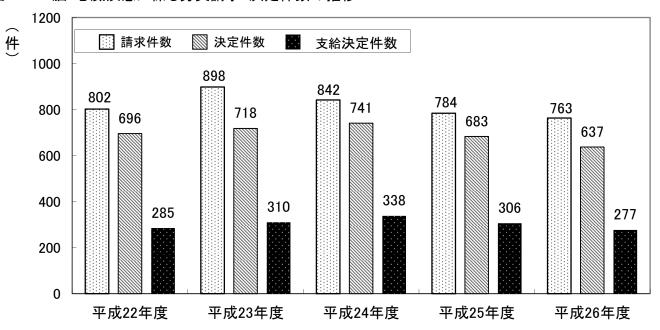
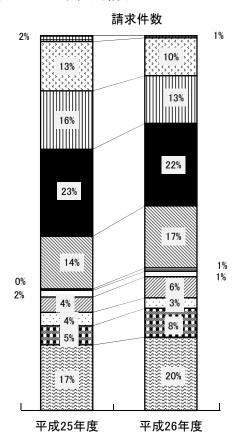


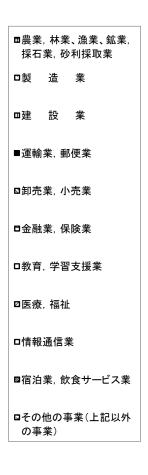
表1-2 脳・心臓疾患の業種別請求、決定及び支給決定件数

年度		平成25年度			平成26年度	
業種(大分類)	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数
農 業 , 林 業 、漁 業 、鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	13	9	2	5 (1)	10 ( 1 )	5 (1)
製 造 業	103	86	36	77 ( 4 )	70 (5)	31 ( 2 )
建設業	122	91	27	97 ( 1 )	88 ( 0 )	28 ( 0 )
運輸業,郵便業	182	167	107	168 ( 3 )	143 ( 2 )	92 ( 1 )
卸 売 業 , 小 売 業	110	104	38	126 ( 21 )	88 ( 19 )	35 ( 5 )
金融業,保険業	3	1	1	7 (2)	7 (1)	2(0)
教 育, 学 習 支 援 業	14	13	5	11 ( 2 )	13 ( 4 )	6 (1)
医療 ,福祉	32	39	8	43 ( 20 )	27 ( 11 )	6 (1)
情報通信業	28	19	7	21 ( 1 )	22 ( 2 )	9 (1)
宿泊業、飲食サービス業	40	32	20	59 ( 15 )	44 ( 9 )	24 ( 2 )
その他の事業(上記以外の事業)	137	122	55	149 ( 22 )	125 ( 13 )	39 ( 1 )
合 計	784	683	306	763 ( 92 )	637 (67)	277 ( 15 )

- 注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
  - 2「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。
  - 3 ()内は女性の件数で、内数である。

### 図1-2 業種別構成比





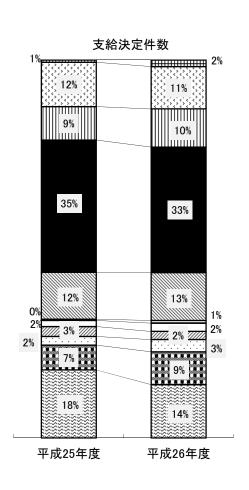


表1-2-1 脳・心臓疾患の請求件数の多い業種(中分類の上位15業種)

			1 残20 干皮
	業種(大分類)	業種(中分類)	請求件数
1	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	120 ( 1 )
2	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	48 ( 10 )
3	建設業	総合工事業	42 ( 1 )
4	宿泊業,飲食サービス業	飲食店	39 ( 11 )
5	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	33 ( 1 )
6	建設業	設備工事業	30 ( 0 )
6	卸売業,小売業	各種商品小売業	30 ( 7 )
8	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	28 ( 15 )
9	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	25 ( 0 )
10	卸売業,小売業	その他の小売業	23 ( 4 )
11	サービス業(他に分類されないもの)	その他のサービス業	17 ( 3 )
12	卸売業,小売業	飲食料品小売業	16 (5)
12	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	16 ( 2 )
14	医療, 福祉	医療業	15 ( 5 )
14	卸売業,小売業	機械器具小売業	15 ( 0 )

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。 2 ()内は女性の件数で、内数である。

表1-2-2 脳・心臓疾患の支給決定件数の多い業種(中分類の上位15業種)

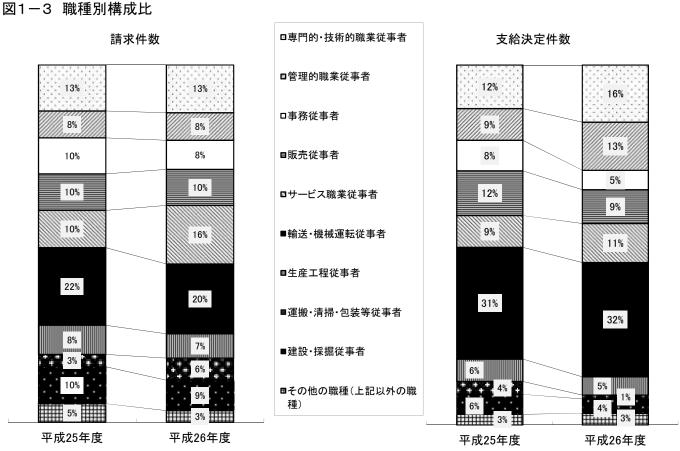
			干成20干渂
	業種(大分類)	業種(中分類)	支給決定 件数
1	運輸業,郵便業	道路貨物運送業	77 ( 1 )
2	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	18 ( 2 )
3	建設業	総合工事業	16 ( 0 )
4	運輸業,郵便業	道路旅客運送業	12 ( 0 )
5	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	10 ( 0 )
6	建設業	設備工事業	8(0)
7	製造業	金属製品製造業	6(0)
8	情報通信業	情報サービス業	5(0)
8	卸売業, 小売業	その他の小売業	5 ( 1 )
8	学術研究, 専門・技術サービス業	技術サービス業(他に分類されないもの)	5(0)
8	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	5(0)
12	卸売業, 小売業	各種商品小売業	4 ( 1 )
12	卸売業, 小売業	飲食料品卸売業	4(0)
12	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	4(0)
12	製造業	食料品製造業	4 ( 1 )
12	製造業	生産用機械器具製造業	4(0)
12	卸売業, 小売業	建築材料・鉱物・金属材料等卸売業	4(0)
12	卸売業, 小売業	機械器具卸売業	4 ( 0 )
12	卸売業, 小売業	飲食料品小売業	4 ( 2 )
12	卸売業, 小売業	機械器具小売業	4(0)
12	教育, 学習支援業	学校教育	4 ( 1 )

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。 2 ()内は女性の件数で、内数である。

表1-3 脳・心臓疾患の職種別請求、決定及び支給決定件数

年度		平成25年度		平成26年度				
職種(大分類)	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数		
専門的•技術的職業従事者	101	91	37	102 ( 9 )	89 ( 9 )	44 ( 2 )		
管理的職業従事者	59	45	27	59 ( 4 )	64 ( 4 )	37 ( 1 )		
事 務 従 事 者	79	62	26	62 ( 10 )	44 (8)	15(0)		
販 売 従 事 者	80	85	38	77 ( 15 )	52 ( 18 )	26 ( 6 )		
サービス職業従事者	82	82	27	125 ( 34 )	88 ( 19 )	30 ( 3 )		
輸 送・機 械 運 転 従 事 者	170	145	95	149 ( 1 )	138 ( 2 )	88 ( 1 )		
生 産 エ 程 従 事 者	64	48	19	52 ( 6 )	45 ( 3 )	14 ( 1 )		
運搬·清掃·包装等従事者	27	31	11	47 ( 11 )	27 ( 3 )	3 ( 0 )		
建 設・採 掘 従 事 者	81	68	17	65 ( 1 )	57 ( 0 )	11 ( 0 )		
その他の職種(上記以外の職種)	41	26	9	25 ( 1 )	33 ( 1 )	9 (1)		
合 計	784	683	306	763 ( 92 )	637 ( 67 )	277 ( 15 )		

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。



<sup>2 「</sup>その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。

<sup>3 ()</sup>内は女性の件数で、内数である。

表1-3-1 脳・心臓疾患の請求件数の多い職種(中分類の上位15職種)

			十次20千及
	職種(大分類)	職種(中分類)	請求件数
1	輸送•機械運転従事者	自動車運転従事者	143 ( 1 )
2	建設•採掘従事者	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	42 ( 0 )
3	販売従事者	商品販売従事者	40 ( 12 )
4	販売従事者	営業職業従事者	37 ( 3 )
5	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	34 ( 9 )
6	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	33 ( 6 )
7	事務従事者	一般事務従事者	32 ( 6 )
7	管理的職業従事者	法人•団体管理職員	32 ( 1 )
9	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	24 ( 0 )
9	運搬∙清掃∙包装等従事者	運搬従事者	24 ( 2 )
11	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	23 ( 3)
12	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	21 ( 12 )
12	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	21 ( 4 )
14	保安職業従事者	その他の保安職業従事者	19 ( 0 )
14	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	19 ( 6 )

注 1 業種については、「日本標職業分類」により分類している。 2 ()内は女性の件数で、内数である。

表1-3-2 脳・心臓疾患の支給決定件数の多い職種(中分類の上位15職種)

			十0人20十尺
	職種(大分類)	職種(中分類)	支給決定 件数
1	輸送•機械運転従事者	自動車運転従事者	85 ( 1 )
2	管理的職業従事者	法人•団体管理職員	24 ( 1 )
3	販売従事者	営業職業従事者	14 ( 2 )
4	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	13 ( 1 )
5	販売従事者	商品販売従事者	12 ( 4 )
6	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	11 ( 0 )
7	事務従事者	一般事務従事者	8(0)
7	専門的•技術的職業従事者	建築·土木·測量技術者	8(0)
7	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	8 (1)
10	建設•採掘従事者	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	7(0)
10	専門的•技術的職業従事者	製造技術者(開発を除く)	7(0)
12	専門的·技術的職業従事者	その他の技術者	6(0)
12	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	6(0)
14	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	5 ( 1 )
14	事務従事者	営業・販売事務従事者	5(0)

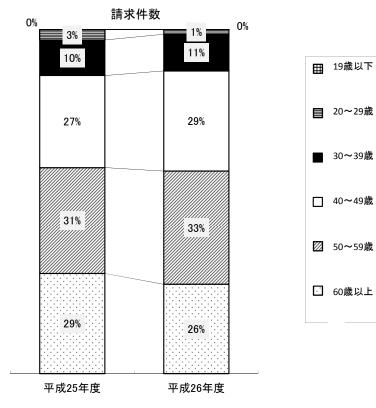
注 1 業種については、「日本標職業分類」により分類している。 2 ()内は女性の件数で、内数である。

表1-4 脳・心臓疾患の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年度			平成	25年度					平成2	6年度		
年齢	請求件数 		決定件数 うちす 決定・ 			請求	:件数 	決定件数		うち支給 決定件数 		
19歳以下	1	1	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0
19成以 1	'	'	2	2	U	U	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)(	0)
20~29歳	23	11	20	10	13	6	10 ( 0)	3 ( 0)	15 ( 1)	9 ( 1)	7 ( 0) (	5 0)
30~39歳	81	32	81	40	43	19	81 ( 8)	27 ( 1)	63 ( 6)	26 ( 3)	39 ( 4)(	21 2)
40~49歳	210	88	182	84	92	46	222 ( 15)	90 ( 4)	190 ( 14)	79 ( 4)	93 ( 3) (	<b>42</b> 1)
50~59歳	241	88	219	95	108	47	251 ( 34)	65 ( 3)	220 ( 25 )	75 ( 2)	111 ( 7)(	40 0)
60歳以上	228	63	179	59	50	15	198 ( 35)	57 ( 9)	149 ( 21)	56 ( 4)	27 ( 1)(	13 0)
合計	784	283	683	290	306	133	763 ( 92 )	242 ( 17)	637 ( 67)	245 ( 14)	277 1 ( 15 ) (	121 3)

注 ()内は女性の件数で、内数である。

## 図1-4 年齢別構成比



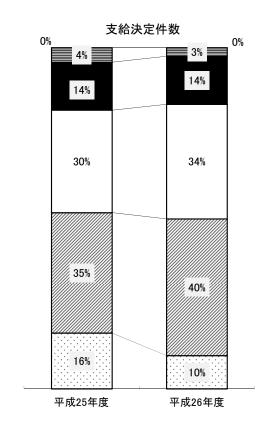


表1-5 脳・心臓疾患の都道府県別請求、決定及び支給決定件数

		脳血	管 疾 患				虚血性心疾患等				合計	十成20千及		
$  \setminus $	請求件数		件数		支給件数	請求		決定	件数		支給 2件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
北海道	うち死亡 23 5 ( 3)( 0	19	うち死亡 6 ( 1)	9 ( 3)	うち死亡 2 ( 1)	19	うち死亡 8 ( 2)	14 ( 2)	うち死亡 5 ( 1)	9 ( 0)	うち死亡 3 ( 0)	うち死亡 42 13 ( 5)( 2)(	ラち死亡 33 11 7)(2)	うち死亡 18 5 (3)(1)
青森	5 1 ( 1) ( 0	1 ( 0)	0 ( 0)	1 ( 0)	0 ( 0)	2 ( 0)	1 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	7 2 ( 1)( 0)(	1 0	1 0 ( 0 )
岩 手	4 1 ( 0 ) ( 0	1 ( 0)	1 ( 0)	1 ( 0)	1 ( 0)	3 ( 0)	1 ( 0)	6 ( 1)	4 ( 0)	4 ( 1)	2 ( 0)	7 2 ( 0) ( 0) (	7 5	5 3 ( 1)( 0)
宮城	14 5	7 ( 0)	3 ( 0)	3 ( 0)	2 ( 0)	4 ( 0)	( 0)	2 ( 0)	1 ( 0)	( 0)	0 ( 0)	18 9 ( 1 ) ( 0 ) (	9 4 0) ( 0)	4 2 ( 0) ( 0)
秋田	2 0	2 ( 1)	( 0)	1 ( 0)	0 ( 0)	2 ( 0)	1 ( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	4 1 ( 1)( 0)(	2 0 1)(0)	1 0 (0)
山形	1 0	1 ( 0)	( 0)	( 0)	1 ( 0)	3 ( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	4 1 ( 0)(	1 1 0)	1 1 ( 0)
福島	8 2 ( 1) ( 0	4 0)	2 ( 0)	( 0)	( 0)	( 1)	3 ( 0)	7 ( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	12 5 ( 2) ( 0) (	11 5	2 1 ( 0)
茨 城	6 1 ( 0	8 2)	1 ( 0)	3 ( 0)	1 ( 0)	5 ( 0)	3 ( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	11 4 ( 1) ( 0) (	10 2 2 ( 0 )	4 2 ( 0)
栃木	2 0 0	2 ( 0)	1 ( 0)	( 2 ( 0)	1 ( 0)	( 0)	3 ( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	6 3 (0)(0)(	4 2 0) ( 0)	3 2 ( 0)
群馬	8 1 ( 2)( 0	6 1)	0 ( 0)	2 ( 0)	0 ( 0)	4 ( 1)	3 ( 1)	1 ( 0)	0 ( 0)	1 ( 0)	0 ( 0)	12 4 ( 3) ( 1) (	7 0 1) ( 0)	3 0 ( 0 )
埼 玉	22 ( 3)( 0	17	5 ( 0)	7 ( 0)	3 ( 0)	10 ( 0)	7 ( 0)	16 ( 2)	14 ( 1)	8 ( 1)	8 ( 1)	32 10 ( 3) ( 0) (	33 19 3) ( 1)	15 11 ( 1)( 1)
千 葉	20 5	17	1 ( 0)	3 ( 0)	0 ( 0)	10 ( 0)	8 ( 0 )	( 0)	13 ( 0)	6 ( 0)	6 ( 0)	30 13 ( 5) ( 0) (	31 14 3) ( 0)	9 6
東京	63 8 ( 10 ) ( 2	54 ) ( 12 )	7 ( 2)	26 ( 1)	3 ( 0)	( 1)	22 ( 0)	34 ( 2)	23 ( 2)	14 ( 1)	10 ( 1)	107 ( 11) ( 2) (	88 30 14) ( 4)	40 13 ( 2) ( 1)
神奈川	39 7 ( 2) ( 0	35 ( 3 )	5 ( 0)	16 ( 2)	1 ( 0)	23	9 ( 0)	19 ( 1)	10	( 0)	( 0)	62 ( 3) ( 0) (	54 15 4)(0)	20 5 ( 2) ( 0)
新 潟	4 0 0	3 ( 1)	1 ( 0)	1 ( 1)	0 ( 0)	4 ( 0)	2 ( 0)	5 ( 0)	( 0)	2 ( 0)	2 ( 0)	8 2 ( 0)	8 5 1) ( 0)	3 2 ( 1) ( 0)
富山	1 0	1 ( 0)	( 0)	1 ( 0)	( 0)	2 ( 0)	( 2 ( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	3 2 0 0	3 2 0)	2 1 0)
石川	( 0) ( 0	4 0)	( 2 ( 0)	3 ( 0)	1 ( 0)	1 ( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 2 0)	( 0) ( 2)	7 0) ( 0)	5 3 ( 0)
福井	1 0	0 ( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 2 ( 0)	( 2 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 2 0)	3 2 0 0	2 2 0)	2 2 0)
山梨	( 0) ( 0	1 ( 0)	( 0)	1 ( 0)	0 ( 0)	( 0)	( 0)	1 ( 0)	1 ( 0)	( 0)	( 0)	0 0 0	2 1 ( 0)	1 0 0
長 野	7 2	3 ( 0)	2 ( 0)	3 ( 0)	2 ( 0)	3 ( 0)	2 ( 0)	2 ( 0)	2 ( 0)	( 0)	( 0)	10 4 ( 1) ( 0) (	5 0) ( 0)	3 2 0)
岐 阜	2 2 1	1 ( 1)	1 ( 1)	( 0)	0 ( 0)	1 ( 0)	( 0)	2 ( 0)	( 2 0)	( 0)	( 0)	3 ( 1) ( 1) (	3 3 1) ( 1)	( 0) ( 0)
静岡	6 2	) ( 4 1)	1 ( 1)	3 ( 0)	( 0)	6 ( 0)	( 0)	5 ( 0)	( 3 (0 )	( 2 0)	( 0)	12 6 ( 1)	9 4 1) ( 1)	5 1 0)
愛知	18 7 ( 1)( 0	16 ) ( 1)	8 ( 0)	10 ( 1)	3 ( 0)	14 ( 0)	9 ( 0)	13	9 ( 0)	9 ( 0)	( 7 ( 0)	32 ( 1) ( 0)	29 17	19 10 ( 1)( 0)
三重	4 0 ( 1)( 0	5 ( 0)	( 0)	2 ( 0)	0 ( 0)	( 4 ( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	8 1 ( 0)	9 2 0)	2 0 0
滋賀	4 0 0 0	2 ( 0)	1 ( 0)	2 ( 0)	1 ( 0)	3 ( 0)	3 ( 0)	3 ( 0)	3 ( 0)	3 ( 0)	( 0)	7 3 0 0	5 4 0)	5 4 0)

			脳血	管 疾 患					虚血	性心疾患	等		合計					
$ \cdot $	請求作		決定	<b>三件数</b>		支給 2件数	請求	•	決定	件数	うち 決定	支給 2件数	請求何		決定任		うち支決定件	‡数
<u> </u>	22	うち死亡 3	14	うち死亡 3	8	うち死亡 3	10	うち死亡 5	8	うち死亡 7	6	うち死亡 5	32	うち死亡 8	22	うち死亡	14	うち死亡 8
京都	( 6)		, ,	( 0)			( 2)	( 1)		· ·	/	( 0)	•	( 2)			- 1	- /
大 阪	55 ( 13)	( 0)	51 ( 8)	( 0)	15 ( 2)	( 0)	28 ( 3)	14 ( 1)	( 2)	13	( 0)	5 ( 0)	83 ( 16)	15 ( 1)	72 ( 10)	( 1)	24 (	8 0 )
兵 庫	24 ( 5)	0 ( 0)	19 ( 4)	( 0)	7 ( 1)	( 0)	7 ( 0)	1 ( 0)	8 ( 0)	( 0)	2 ( 0)	( 0)	31 ( 5)	1 ( 0)	27 ( 4)	( 0)	9 1)(	2 0 )
奈 良	7 ( 1)	1 ( 0)	5 ( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	4 ( 0)	2 ( 0)	3 ( 1)	2 ( 1)	0 ( 0)	( 0)	11 ( 1)	( 0)	8 ( 1)	3 ( 1)	1 0)	0 0)
和歌山	7 (0)	3 ( 0)	5 ( 0)	1 ( 0)	( 0)	1 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	1 ( 0)	0 ( 0)	( 0)	0 ( 0)	7 ( 0)	3 ( 0)	6 ( 0)	1 ( 0)	4 0)(	1 0)
鳥取	2 ( 1)	1 ( 0)	( 0)	( 0)	1 ( 0)	( 0)	2 ( 0)	2 ( 0)	2 ( 0)	2 ( 0)	1 ( 0)	1 ( 0)	4 ( 1)	3 ( 0)	3 ( 0)	( 0)	2 0)(	1 0)
島根	2 ( 0)	1 ( 0)	( 0)	( 0)	1 ( 0)	( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	2 ( 0)	1 ( 0)	1 ( 0)	0 ( 0 ) (	1 0)(	0 0 )
岡山	4 ( 0)	0 ( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	3 ( 0)	2 ( 0)	3 ( 0)	3 ( 0)	2 ( 0)	2 ( 0)	7 ( 0)	2 ( 0)	5 ( 0)	3 ( 0 ) (	3 (	2 0)
広島	13	4 ( 0)	16 ( 0)	( 0)	10	2 ( 0)	14 ( 1)	9 ( 1)	12	7 ( 0)	8 ( 0 )	6 ( 0)	27	13 ( 1)	28	11 ( 0)(	18	8 0)
μп	4 ( 0)	1 ( 0)	2 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	2 ( 0)	1 ( 0)	2 ( 0)	1 ( 0)	2 ( 0)	1 ( 0)	6 ( 0)	2 ( 0)	4 ( 0)	1 ( 0)(	2 0)(	1 0)
徳 島	4 ( 2)	1 ( 1)	7 ( 2)	2 ( 1)	2 ( 0)	1 ( 0)	( 2)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	8 ( 4)	1 ( 1)	7 ( 2)	2 ( 1)(	2 0)(	1 0)
香川	3 ( 1)	0 ( 0)	3 ( 2)	( 0)	0 ( 0)	( 0)	1 ( 0)	1 ( 0)	1 ( 0)	1 ( 0)	( 0)	1 ( 0)	( 1)	1 ( 0)	( 2)	1 ( 0)	1 0)(	1 0)
愛 媛	6 (3)	1 ( 1)	5 ( 2)	( 1)	( 0)	( 0)	6 ( 1)	4 ( 1)	( 0)	( 2 ( 0 )	( 0)	( 0)	12 ( 4)	5 ( 2)	9 ( 2)	3 ( 1)	1 0)(	1 0)
高 知	2 ( 0)	0 ( 0)	( 0)	( 0)	0 ( 0)	( 0)	1 ( 0)	1 ( 0)	1 ( 0)	1 ( 0)	( 0)	( 0)	3 ( 0)	1 ( 0)	2 ( 0)	1 ( 0)	1 0)(	1 0)
福岡	18 ( 1)	5 ( 0)	12 ( 1)	( 0)	5 ( 0)	3 ( 0)	11 ( 1)	6 ( 0)	10	8 (0)	3 ( 0)	2 ( 0)	29 ( 2)	11 ( 0)	22	12	8 (0)	5 0)
佐 賀	1 ( 0)	1 ( 0)	( 0)	1 ( 0)	0 ( 0)	( 0)	0 ( 0)	0 ( 0)	1 ( 0)	1 ( 0)	( 0)	0 ( 0)	1 ( 0)	1 ( 0)	2 ( 0)	( 0)	0 (	0 0 )
長 崎	7 ( 0)	1 ( 0)	5 ( 0)	( 0)	1 ( 0)	( 0)	3 ( 1)	1 ( 1)	1 ( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	10 ( 1)	2 ( 1)	6 0)	( 0)	1 0)(	0 )
熊本	7 (1)	1 ( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	5 ( 0)	1 ( 0)	( 0)	( 2 ( 0 )	( 0)	( 0)	12 ( 1)	( 0)	7 ( 0)	( 0)	2 0)(	0 )
大 分	3 ( 0)	0 ( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	1 ( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	5 ( 0)	( 0)	2 0)	0 )
宮崎	3 ( 2)	2 ( 2)	1 ( 1)	1 ( 1)	0 ( 0 )	( 0)	5 ( 1)	( 0)	3 ( 1)	2 ( 0)	1 ( 0)	1 ( 0)	8 ( 3)	6 ( 2)	( 2)	3 ( 1)	1 0)	1 0)
鹿児島	5 ( 0)	2 ( 0)	6 ( 1)	( 0)	( 0)	( 2 ( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 2 ( 0 )	( 0)	( 0)	8 ( 0)	5 ( 0)	8 ( 1)	5 ( 0)	4 0)(	3 0)
沖縄	9 ( 1)	2 ( 0)	9 ( 1)	( 0)	2 ( 0)	( 0)	2 ( 0)	( 0)	3 ( 0)	1 ( 0)	( 0)	( 0)	( 1)	2 ( 0)	12	( 0)	3 (	1 0)
合 計	475 ( 74)	84 ( 9)	387 ( 55)	79 ( 8)	166 ( 12)	38 ( 1)	288 ( 18)	158 ( 8)	250 ( 12)	166 ( 6)	( 3)	83 ( 2)	763 ( 92)	242 ( 17)	637 ( 67)	245 ( 14 )	277 ( 15 ) (	121

注 ()内は女性の件数で、内数である。

表1-6 脳・心臓疾患の時間外労働時間数(1か月平均)別支給決定件数

				年度	平成25年度	>+ T-	平成26年度	こと 死士
区分						うち死亡		うち死亡
45	時	間	未	満	0	0	0( 0)	0(0)
45 時	間以上	~ 60	時間	未満	0	0	0( 0)	0(0)
60 時	間以上	~ 80	時間	未満	31	16	20 ( 0 )	10(0)
80 時	間以上	~ 100	) 時間	未満	106	50	105 ( 5 )	50 ( 1 )
100 ₽	寺間以上	. ~ 12	0 時 間	未満	71	28	66 ( 4 )	27 ( 0 )
120 🖹	寺間以上	. <b>~</b> 14	0 時 間	未満	21	8	32 ( 1 )	14(0)
140 ₽	寺間以上	~ 16	0 時 間	未満	22	8	23 ( 1 )	7(0)
160	時	間	以	十	34	13	20 ( 3)	8(2)
そ		の		他	21	10	11 ( 1)	5(0)
合				計	306	133	277 ( 15 )	121 ( 3 )

注 1 その他の件数は、認定要件のうち、「異常な出来事への遭遇」又は「短期間の過重業務」により支給決定された事案の件数である。 2 ()内は女性の件数で、内数である。

表1-7 脳・心臓疾患の就労形態別決定及び支給決定件数

年度		平成2	5年度			平成2	6年度	
	決定	件数	うち: 決定		決定	件数		支給 件数
区分		うち 死亡		うち 死亡		うち 死亡		うち 死亡
正規職員・従業員	591	257	286	124	549 ( 41)	216 ( 10)	264 ( 13)	114 ( 3)
契約社員	18	8	5	1	12 ( 2)	3 ( 0)	1 ( 0)	( 0)
派遣労働者	7	2	1	1	11 ( 5)	3 ( 0)	1 ( 0)	1 ( 0)
パート・アルバイト	32	10	7	3	25 ( 17)	( 3)	( 2)	( 0)
その他(特別加入者等)	35	13	7	4	40 ( 2)	19 ( 1)	9 ( 0)	6 ( 0)
合計	683	290	306	133	637 ( 67)	245 ( 14)	277 ( 15)	121 ( 3)

注 1 就労形態の区分は以下のとおりである。

専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。

•派遣労働者

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。

・パート・アルバイト

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

<sup>·</sup>正規職員·従業員

一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。

<sup>•</sup>契約社員

表2-1 精神障害の労災補償状況

区分	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	請求件数	1181	1272	1257	1409	1456 ( 551 )
精神障害	決定件数 注2	1061	1074	1217	1193	1307 ( 462 )
	うち支給決定件数 注3	308	325	475	436	497( 150)
	[認定率] 注4	[29.0%]	[30.3%]	[39.0%]	[36.5%]	[38.0%] ( 32.5% )
	請求件数	171	202	169	177	213 ( 19 )
┃ うち自殺	決定件数	170	176	203	157	210 ( 21 )
注5	うち支給決定件数	65	66	93	63	99 ( 2)
	[認定率]	[38.2%]	[37.5%]	[45.8%]	[40.1%]	[47.1%] ( 9.5% )

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況 注6

区分	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
精神障害	支給決定件数 注7	15	20	34	12	21 ( 6)
作	うち自殺	7	10	15	5	10 ( 1)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害について集計したものである。
  - 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
  - 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
  - 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
  - 5 自殺は、未遂を含む件数である。
  - 6 審査請求事案の取消決定等とは、審査請求、再審査請求、訴訟により処分取消となったことに伴い新たに支給決定した事案 である。

  - 7 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数の外数である。 8 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

図2-1 精神障害に係る労災請求・決定件数の推移

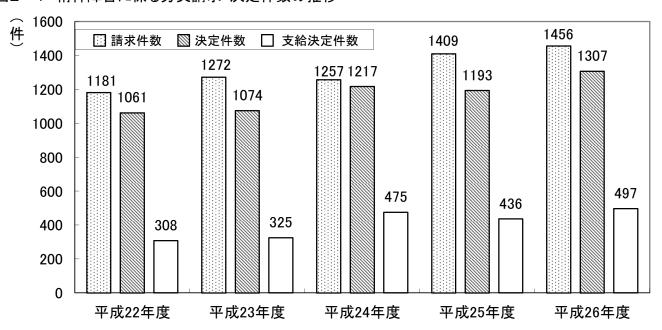


表2-2 精神障害の業種別請求、決定及び支給決定件数

年度		平成25年度			平成26年度	
業種(大分類)	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数
農 業, 林 業 、漁 業 、鉱 業, 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	15	11	7	11 ( 1)	10 ( 2)	6 (1)
製 造 業	249	219	78	245 ( 56 )	228 ( 51 )	81 ( 17 )
建 設 業	87	68	34	74 ( 3)	76 ( 4)	37 ( 3)
運輸業,郵便業	147	115	45	144 ( 25 )	138 ( 27 )	63 ( 13 )
卸売業,小売業	199	180	65	213 ( 90 )	197 (71)	71 ( 17 )
金融業,保険業	34	42	15	54 ( 24 )	38 ( 19 )	7(3)
教 育, 学 習 支 援 業	34	33	13	60 ( 32 )	38 ( 18 )	10 ( 4)
医療 ,福祉	219	167	54	236 ( 163 )	202 ( 139 )	60 ( 44 )
情報通信業	76	60	22	73 ( 20 )	80 ( 20 )	32 ( 5)
宿泊業、飲食サービス業	67	51	24	55 ( 24 )	60 ( 27 )	38 ( 13 )
その他の事業(上記以外の事業)	282	247	79	291 ( 113 )	240 ( 84 )	92 ( 30 )
合 計	1409	1193	436	1456 ( 551 )	1307 ( 462 )	497 ( 150 )

- 注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。
  - 2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。
  - 3 ()内は女性の件数で、内数である。

# 図2-2 業種別構成比

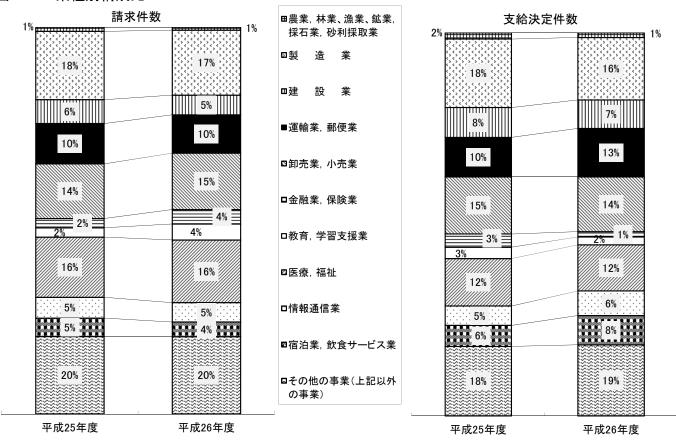


表2-2-1 精神障害の請求件数の多い業種(中分類の上位15業種)

			1 7%20 干及
	業種(大分類)	業種(中分類)	請求件数
1	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	140 ( 90 )
2	医療, 福祉	医療業	95 ( 72 )
3	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	84 ( 10 )
4	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	64 ( 28 )
5	卸売業,小売業	その他の小売業	51 ( 26 )
6	情報通信業	情報サービス業	48 ( 12 )
7	製造業	電気機械器具製造業	47 ( 7)
8	製造業	輸送用機械器具製造業	39 ( 7)
9	教育, 学習支援業	学校教育	37 ( 20 )
10	サービス業(他に分類されないもの)	その他のサービス業	36 ( 10 )
11	卸売業,小売業	各種商品小売業	33 ( 15 )
11	学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス業(他に分類されないもの)	33 ( 14 )
11	卸売業,小売業	機械器具小売業	33 ( 8 )
14	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	31 ( 12 )
15	学術研究、専門・技術サービス業	技術サービス業(他に分類されないもの)	30 ( 3 )

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。 2 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-2-2 精神障害の支給決定件数の多い業種(中分類の上位15業種)

	業種(大分類)	業種(中分類)	支給決定 件数
1	運輸業,郵便業	道路貨物運送業	41 ( 5)
2	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	32 ( 22 )
3	医療, 福祉	医療業	27 ( 22 )
4	宿泊業、飲食サービス業	飲食店	25 ( 6)
5	建設業	総合工事業	18 ( 2)
6	情報通信業	情報サービス業	16 ( 3)
7	卸売業, 小売業	飲食料品小売業	14 ( 5)
8	卸売業, 小売業	各種商品小売業	13 ( 5)
8	製造業	食料品製造業	13 ( 4)
10	サービス業(他に分類されないもの)	その他のサービス業	12 ( 2)
10	卸売業, 小売業	その他の小売業	12 ( 3)
10	学術研究,専門・技術サービス業	技術サービス業(他に分類されないもの)	12 ( 0)
10	製造業	金属製品製造業	12 ( 2)
10	学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス業(他に分類されないもの)	12 ( 3)
15	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	11 ( 3)
15	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	11 ( 0)
15	製造業	電気機械器具製造業	11 ( 2)
15	製造業	輸送用機械器具製造業	11 ( 4)
15	卸売業,小売業	機械器具小売業	11 ( 1)
15	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業	11 ( 6)

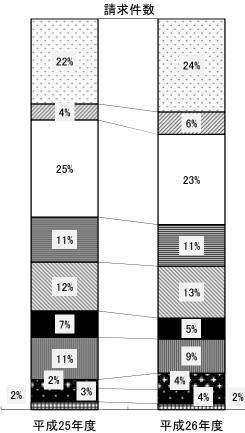
注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。 2 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-3 精神障害の職種別請求、決定及び支給決定件数

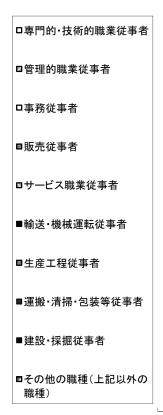
年度		平成26年度								
職種(大分類)	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数	請求件数	決定件数	うち支給 決定件数				
専門的・技術的職業従事者	307	264	104	347 ( 137 )	297 ( 115 )	110 ( 40)				
管 理 的 職 業 従 事 者	58	39	18	84 ( 13 )	92 ( 13 )	49 ( 4 )				
事 務 従 事 者	350	316	86	336 ( 182 )	314 ( 146 )	99 ( 41 )				
販 売 従 事 者	162	126	42	155 ( 64 )	142 ( 48 )	53 ( 15 )				
サービス職業従事者	176	132	51	193 ( 99 )	155 ( 84 )	63 ( 31 )				
輸 送・機 械 運 転 従 事 者	95	74	30	78 ( 6)	76 ( 11 )	31 ( 3)				
生 産 エ 程 従 事 者	153	143	56	127 ( 28 )	132 ( 28 )	51 ( 9)				
運搬・清掃・包装等従事者	32	31	10	62 ( 17 )	47 ( 13 )	17 ( 5)				
建 設・採 掘 従 事 者	48	41	24	52 ( 1)	40 ( 1)	18 ( 1)				
その他の職種(上記以外の職種)	28	27	15	22 ( 4)	12 ( 3)	6 (1)				
合 計	1409	1193	436	1456 ( 551 )	1307 ( 462 )	497 ( 150 )				

- 注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。
  - 2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。
  - 3 ()内は女性の件数で、内数である。

図2-3 職種別構成比







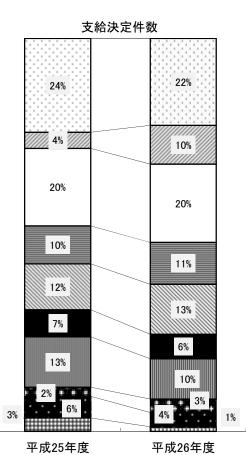


表2-3-1 精神障害の請求件数の多い職種(中分類の上位15職種)

			平成20年度
	職種(大分類)	職種(中分類)	請求件数
1	事務従事者	一般事務従事者	210 ( 131 )
2	販売従事者	商品販売従事者	88 ( 44 )
3	輸送•機械運転従事者	自動車運転従事者	71 ( 6)
4	事務従事者	営業・販売事務従事者	66 ( 27 )
5	管理的職業従事者	法人•団体管理職員	63 ( 9)
6	販売従事者	営業職業従事者	62 ( 17 )
6	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	62 ( 39 )
8	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	56 ( 18 )
9	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	51 ( 18 )
10	専門的•技術的職業従事者	保健師,助産師,看護師	50 ( 46 )
11	専門的∙技術的職業従事者	情報処理·通信技術者	44 ( 5)
12	専門的•技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	37 ( 25 )
13	運搬•清掃•包装等従事者	運搬従事者	33 ( 7)
13	建設•採掘従事者	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	33 ( 0)
15	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品)	32 ( 1)
15	専門的∙技術的職業従事者	製造技術者(開発)	32 ( 4)

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。 2 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-3-2 精神障害の支給決定件数の多い職種(中分類の上位15職種)

			十成20十段
	職種(大分類)	職種(中分類)	支給決定 件数
1	事務従事者	一般事務従事者	56 ( 26 )
2	管理的職業従事者	法人·団体管理職員	39 ( 3)
3	販売従事者	商品販売従事者	34 ( 13 )
4	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	31 ( 6 )
5	輸送•機械運転従事者	自動車運転従事者	29 ( 2)
6	事務従事者	営業・販売事務従事者	25 ( 7)
7	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	19 ( 9 )
8	専門的•技術的職業従事者	情報処理·通信技術者	18 ( 3)
9	専門的•技術的職業従事者	保健師,助産師,看護師	17 ( 17 )
9	販売従事者	営業職業従事者	17 ( 2)
11	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	15 ( 11 )
11	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	15 (7)
13	専門的•技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	13 ( 0 )
14	専門的•技術的職業従事者	その他の専門的職業従事者	11 ( 2 )
14	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	11 ( 3 )
14	建設•採掘従事者	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	11 ( 0 )

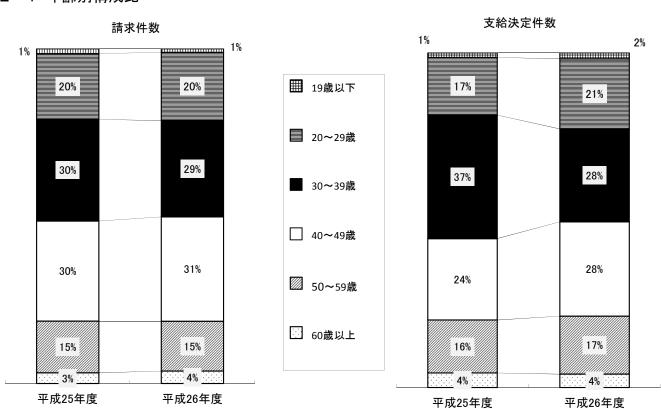
注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。 2 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-4 精神障害の年齢別請求、決定及び支給決定件数

		年度		平成25年度												म	成2	6年	度		平成26年度									
			請求	件数	決定	件数	うち: 決定	支給 件数		請求件数 		請求件数			請求件数			請求件数			請求件数 决定件数				うち支給			·決定件数 		
年i	蚧			うち自殺		うち自殺		うち自殺				-	うち自殺	艾				う	ち自ネ	段					うち自	殺				
19	歳	以下	20	0	19	2	6	1	(	15 9	)	(	1 0	)	(	11 5	)	(	1 0	)	(	9 4	)	(	0	)				
20	~	29 歳	277	44	221	34	75	9	(	297 111	)	(	40 4	)	(	271 99	)	(	49 9	)	(	104 37		(	19 1	)				
30	~	39 歳	428	42	382	38	161	21	(	419 139	)	(	52 3	)	(	390 127	)	(	52 5	)	(	138 37		(	23 0	)				
40	~	49 歳	421	46	347	45	106	16	(	454 190	)	(	72 7	)	(	392 144	)	(	61 4	)	(	140 43		(	28 1	)				
50	~	59 歳	218	38	175	28	69	12	(	217 83	)	(	37 2	)	(	199 73	)	(	38 2	)	(	86 23	)	(	23 0	)				
60	歳	以上	45	7	49	10	19	4	(	54 19	)	(	11 3	)	(	44 14	)	(	9 1	)	(	20 6	)	(	6 0	)				
合	1	計		177	1193	157	436	63	(	1456 551	)	(	213 19	)	(	1307 462		(	210 21	)		497 150		(	99 2	)				

注 1 自殺は、未遂を含む件数である。

## 図2-4 年齡別構成比



<sup>2 ()</sup>内は女性の件数で、内数である。

表2-5 精神障害の都道府県別請求、決定及び支給決定件数

	1		少丰 十中 173	· 宇		平成26年度
			精神障	7舌		
	請求件	·数	決定何	牛数	うち支給決	字
		うち自殺		うち自殺	ノウス市の	うち自殺
 北海道	53 ( 20 )	12 ( 2 )	64 ( 29 )	12 ( 3 )	31 ( 15 )	2 ( 0 )
青森	9 ( 4 )	1 ( 0 )	10 ( 5 )	2 ( 1 )	7 ( 3 )	1 ( 0 )
岩 手	13 ( 8 )	3 ( 1 )	17 ( 8 )	4 ( 1 )	10 ( 5 )	2 ( 0 )
宮城	34 ( 16 )	4 ( 0 )	38 ( 13 )	2 ( 0 )	12 ( 4 )	1 ( 0 )
秋田	9 ( 3 )	3 ( 1 )	6 ( 3 )	2 ( 1 )	2 ( 0 )	0 ( 0 )
山形	12 ( 3 )	3 ( 0 )	12 ( 4 )	2 ( 0 )	5 ( 2 )	0 ( 0 )
福島	11 ( 2 )	0 ( 0 )	12 ( 3 )	2 ( 0 )	5 ( 1 )	1 ( 0 )
茨 城	24 ( 11 )	6 ( 0 )	21 ( 8 )	1 ( 0 )	7 ( 2 )	0 ( 0 )
栃木	8 ( 2 )	1 ( 1 )	9 ( 1 )	2 ( 0 )	4 ( 0 )	2 ( 0 )
群馬	18 ( 6 )	4 ( 0 )	16 ( 2 )	2 ( 0 )	5 ( 1 )	2 ( 0 )
埼玉	50 ( 19 )	7 ( 1 )	49 ( 12 )	3 ( 0 )	22 ( 5 )	2 ( 0 )
<u> </u>	46 ( 17 )	7 ( 0 )	37 ( 13 )	6 ( 0 )	19 ( 7 )	3 ( 0 )
東京	253 ( 93 )	36 ( 2 )	234 ( 84 )	37 ( 2 )	91 ( 27 )	18 ( 0 )
神奈川	122 ( 47 )	14 ( 0 )	117 ( 34 )	16 ( 1 )	33 ( 8 )	6 ( 0 )
新潟	21 ( 11 )	7 ( 2 )	19 ( 9 )	6 ( 1 )	10 ( 4 )	5 ( 1 )
富山	7 ( 1 )	4 ( 0 )	4 ( 1 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
石川	8 ( 1 )	2 ( 0 )	10 ( 2 )	4 ( 1 )	5 ( 1 )	3 ( 1 )
福井	10 ( 3 )	2 ( 1 )	12 ( 2 )	4 ( 0 )	5 ( 2 )	1 ( 0 )
山梨	11 ( 4 )	5 ( 0 )	7 ( 2 )	3 ( 0 )	4 ( 0 )	3 ( 0 )
長 野	19 (8)	3 ( 0 )	15 ( 6 )	5 ( 1 )	5 ( 2 )	1 ( 0 )
岐阜	18 ( 8 )	4 ( 0 )	19 ( 7 )	7 ( 0 )	7 ( 4 )	2 ( 0 )
静岡	22 ( 7 )	5 ( 1 )	32 ( 10 )	6 ( 1 )	14 ( 2 )	5 ( 0 )
愛 知	61 ( 23 )	7 ( 1 )	51 ( 20 )	4 ( 1 )	17 ( 7 )	2 ( 0 )
三 重	22 ( 10 )	3 ( 0 )	12 ( 4 )	2 ( 0 )	6 ( 2 )	0 ( 0 )
滋賀	14 ( 4 )	4 ( 1 )	7 ( 1)	1 ( 0 )	5 ( 0 )	0 ( 0 )
京 都	61 ( 25 )	4 ( 1 )	42 ( 15 )	3 ( 1 )	15 ( 4 )	1 ( 0 )
大 阪	137 ( 54 )	8 ( 1 )	140 ( 53 )	19 ( 0 )	40 ( 9 )	7 ( 0 )
兵 庫	83 ( 27 )	13 ( 1 )	68 ( 23 )	13 ( 1 )	31 ( 12 )	8 ( 0 )
奈 良	14 ( 6 )	1 ( 0 )	9 ( 6 )	0 ( 0 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )
和歌山	4 ( 1 )	1 ( 0 )	6 (1)	2 ( 0 )	4 ( 0 )	2 ( 0 )
鳥 取	5 ( 0 )	2 ( 0 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
島根	3 ( 1 )	1 ( 0 )	5 ( 2 )	2 ( 0 )	1 ( 0 )	1 ( 0 )
岡山	15 (8)	1 ( 0 )	13 ( 7 )	1 ( 1 )	6 ( 3 )	0 ( 0 )
広島	38 ( 12 )	8 ( 0 )	33 ( 10 )	7 ( 0 )	12 ( 3 )	4 ( 0 )
山口	15 ( 6 )	3 ( 0 )	11 ( 4 )	3 ( 0 )	5 ( 1 )	3 ( 0 )
徳島	2 ( 0 )	0 ( 0 )	7 ( 1 )	2 ( 0 )	1 ( 0 )	1 ( 0 )
香川	5 ( 1 )	1 ( 0 )	6 ( 2 )	2 ( 0 )	4 ( 0 )	2 ( 0 )
愛 媛	19 ( 8 )	2 ( 0 )	14 ( 6 )	2 ( 0 )	2 ( 2 )	0 ( 0 )
高知	10 ( 6 )	1 ( 0 )	6 ( 3 )	0 ( 0 )	3 ( 1 )	0 ( 0 )
福岡	60 ( 20 )	6 ( 1 )	30 ( 11 )	2 ( 0 )	13 ( 4 )	1 ( 0 )
佐賀	10 ( 5 )	1 ( 0 )	5 ( 2 )	1 ( 0 )	1 ( 0 )	0 ( 0 )
長崎	19 ( 6 )	2 ( 0 )	16 ( 6 )	4 ( 2 )	7 ( 2 )	2 ( 0 )
熊本	18 ( 13 )	1 ( 0 )	13 ( 7 )	2 ( 0 )	4 ( 2 )	0 ( 0 )
大 分	15 ( 6 )	2 ( 1 )	12 ( 4 )	2 ( 1 )	5 ( 1 )	1 ( 0 )
宮崎	15 ( 7 )	2 ( 0 )	11 ( 6 )	3 ( 1 )	2 ( 1 )	1 ( 0 )
鹿児島	16 ( 3 )	3 ( 0 )	16 ( 5 )	3 ( 0 )	5 ( 0 )	2 ( 0 )
<u>沖縄</u>	17 ( 5 )	3 ( 0 )	13 ( 4 )	1 ( 0 )	4 ( 1 )	1 ( 0 )
合 計	1456 ( 551 )	213 ( 19 )	1307 ( 462 )	210 ( 21 )	497 ( 150 )	99 ( 2 )

注 1 自殺は、未遂を含む件数である。

<sup>2 ()</sup>内は女性の件数で、内数である。

表2-6 精神障害の時間外労働時間数(1か月平均)別支給決定件数

年度			<b>- D</b> <i>t</i> - <del>t</del>	
区分	平成25年度	うち自殺	平成26年度	うち自殺
20 時 間 未 満	89	5	118 ( 67 )	7(0)
20 時 間 以 上 ~ 40 時 間 未 満	43	9	37 ( 9 )	12(0)
40 時間以上~60 時間未満	31	4	34 ( 11 )	6(0)
60 時間以上~80 時間未満	27	7	18 ( 2 )	8(0)
80 時間以上~100 時間未満	21	4	27 ( 4 )	11(0)
100時間以上~120時間未満	46	9	50 ( 12 )	14 ( 1 )
120時間以上~140時間未満	22	4	36 ( 6 )	5(0)
140 時間以上~160 時間未満	24	6	21 ( 0 )	5(0)
160 時 間 以 上	31	7	67 ( 4 )	26 ( 0 )
そ の 他	102	8	89 ( 35 )	5 ( 1 )
合計	436	63	497 (150 )	99 ( 2 )

注 1 自殺は、未遂を含む件数である。 2 その他の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく 明らかに業務上と判断した事案の件数である。

<sup>3 ()</sup>内は女性の件数で、内数である。

表2-7 精神障害の就労形態別決定及び支給決定件数一覧

年度	平成25年度				平成26年度						
	決定件数 うち 自殺		うち支給 決定件数		決定	件数	うち支給 決定件数				
区分				うち 自殺		うち 自殺		うち 自殺			
正規職員・従業員	999	146	375	57	1099 ( 337)	195 ( 13)	435 ( 108 )	93 ( 1 )			
契約社員	66	1	20	1	70 ( 34)	6 4)	16 ( 6)	3 ( 1 )			
派遣労働者	32	4	11	2	30 ( 18)	( 0)	4 ( 4)	( 0 )			
パート・アルバイト	85	3	26	2	90 (68)	( 4 )	36 ( 31)	( 0 )			
その他(特別加入者等)	11	3	4	1	18 ( 5)	5 ( 0)	6 ( 1)	3 ( 0 )			
合計	1193	157	436	63	1307 ( 462)	210 ( 21)	497 ( 150 )	99 ( 2 )			

### 注 1 自殺は、未遂を含む件数である。

- 2 就労形態の区分は以下のとおりである。
  - ·正規職員·従業員
    - 一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
  - 契約社員
    - 専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
  - 派遣労働者
    - 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
  - ・パート・アルバイト
  - 就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。
- 3 ()内は女性の件数で、内数である。

## 表2-8 精神障害の出来事別決定及び支給決定件数一覧

出来事の類型	具体的な出来事		平成25年度				平成26年度				
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決	うち支給決定件数		
			うち自殺		うち自殺		うち自殺	-	うち自殺		
1 事故や災害の体験	(重度の)病気やケガをした	92	4	46	3	79 ( 20 )	7(0)	43 ( 5 )	5 ( (		
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	82	0	49	0	101 ( 56 )	0(0)	72 ( 43 )	0(0		
2 仕事の失敗、過重な	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	5	2	3	1	4(0)	0(0)	2( 0)	0(		
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	19	6	9	4	40 ( 7 )	19 ( 0 )	17 ( 3 )	9 ( (		
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	7	3	2	1	7(0)	3(0)	7(0)	3 ( 0		
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	2	1	0	0	2( 0)	1(0)	1(0)	1(		
	業務に関連し、違法行為を強要された	5	0	1	0	15 ( 6 )	0(0)	1(0)	0(1		
	達成困難なノルマが課された	17	8	6	2	18 ( 1 )	7(0)	5(0)	4 ( (		
	ノルマが達成できなかった	5	0	1	0	5 ( 3 )	2(0)	0( 0)	0(0		
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	11	5	3	1	4 ( 2 )	2(0)	1( 1)	0(0		
顧客	顧客や取引先から無理な注文を受けた	7	2	2	1	6 ( 2 )	2(0)	3(1)	2 ( (		
	顧客や取引先からクレームを受けた	22	3	8	1	35 ( 10 )	8(0)	17 ( 2 )	6((		
大きな	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	1	0	0	0	0( 0)	0(0)	0( 0)	0(0		
	上司が不在になることにより、その代行を任された	0	0	0	0	2( 0)	1(0)	0( 0)	0 ( (		
1 2: <u></u>	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	127	27	55	14	129 ( 24 )	39 ( 2 )	50 ( 9 )	20 ( (		
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	64	10	34	5	89 ( 8 )	24 ( 0 )	55 ( 6 )	13 ( (		
	2週間以上にわたって連続勤務を行った	21	2	15	2	27 ( 7 )	4(0)	15 ( 4 )	1((		
	勤務形態に変化があった	3	1	0	0	4 ( 1 )	0(0)	0( 0)	0((		
	仕事のペース、活動の変化があった	0	0	0	0	1(1)	0(0)	0( 0)	0 ( 0		
配 較 複 非 取 自 部	退職を強要された	29	1	8	0	30 ( 7 )	1(0)	11 ( 3 )	1((		
	配置転換があった	62	17	11	6	52 ( 15 )	12 ( 1 )	10 ( 1 )	4 ( (		
	転勤をした	10	2	3	1	10 ( 0 )	5(0)	4(0)	2 ( (		
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	6	3	1	0	3 ( 1 )	1(0)	1(0)	0(0		
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益 取扱いを受けた	7	0	1	0	5 ( 3 )	2(1)	1( 1)	0((		
	自分の昇格・昇進があった	5	4	1	1	7(3)	2(1)	1(0)	1 ( (		
	部下が減った	1	0	0	0	0( 0)	0(0)	0( 0)	0(0		
	早期退職制度の対象となった	1	0	0	0	0( 0)	0(0)	0( 0)	0(0		
	非正規社員である自分の契約満了が迫った	2	0	0	0	2 ( 1 )	0(0)	0( 0)	0(0		
日子	(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	115	7	55	5	169 ( 70 )	14 ( 5 )	69 ( 26 )	4 ( (		
	上司とのトラブルがあった	231	27	17	5	221 ( 102 )	13 ( 5 )	21 ( 8 )	4 ( :		
	同僚とのトラブルがあった	32	2	3	1	40 ( 20 )	3 ( 2 )	2(1)	0(		
	部下とのトラブルがあった	9	1	3	0	4 ( 3 )	1(0)	0( 0)	0(		
	理解してくれていた人の異動があった	2	0	0	0	0( 0)	0(0)	0( 0)	0(0		
	上司が替わった	3	1	0	0	1(0)	0(0)	0( 0)	0(		
	同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	0	0	0	0	3(0)	0(0)	0( 0)	0(		
6 セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	52	0	28	1	47 ( 47 )	2(2)	27 ( 27 )	0 (		
7 特別な出来事 注2		73	8	71	8	61 ( 9 )	19(0)	61 ( 9 )	19 (		
8 その他 注3		63	10	0	0	84 ( 33 )	16 ( 2 )	0( 0)	0(		
合計		1193	157	436	63	1307 ( 462 )	210 ( 21 )	497 ( 150 )	99 ( 2		

注 1 「具体的な出来事」は、平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表1による。

<sup>2 「</sup>特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。

<sup>3 「</sup>その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。

<sup>4</sup> 自殺は、未遂を含む件数である。

<sup>5 ()</sup>内は女性の件数で、内数である。